

日本地震工学会

法人化準備・進捗報告

法人化準備委員会

2009年11月12日

公益法人新制度は平成20年12月1日に施行され(法人法、認定法、整備法)、これにより、

- ・法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能

(これまで:主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができた。)

・一般社団・財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められる法人は公益認定を受けて公益社団・財団法人となる。

法人法 = 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

法人法(非営利法人制度)は、

- ・法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針
- ・営利(剰余金の分配)を目的としない社団と財団について、法人が行う公益性の有無に関わらず
- ・登記のみによって簡便に法人格を取得することができる法人制度

【日本地震工学会は法人格を取得していない(任意団体)ため、以下の不利益がある】

1. **団体の存在が登記によって公示されていない**ため、国・公共団体・公益法人・民間機関からの寄付や委託業務が受けづらい。
2. 国・公共団体等に対し、表彰・委員等の推薦機関、政策・企画等の提案機関となれないことが多く、活動範囲が制約される。
3. 法人格がないため、本会の関連学協会間のプレゼンスが低く、共催活動等でイニシアチブを取りにくい状況である。(14学協会共催で開催計画中の阪神・淡路大震災15周年フォーラムで、本会が幹事学会となったように、事態は改善されつつある。)
4. 団体名義で銀行口座の開設や不動産などの財産の登記、登録ができない。
5. 団体名義口座がないため、海外からの送金を受けることに支障をきたす。

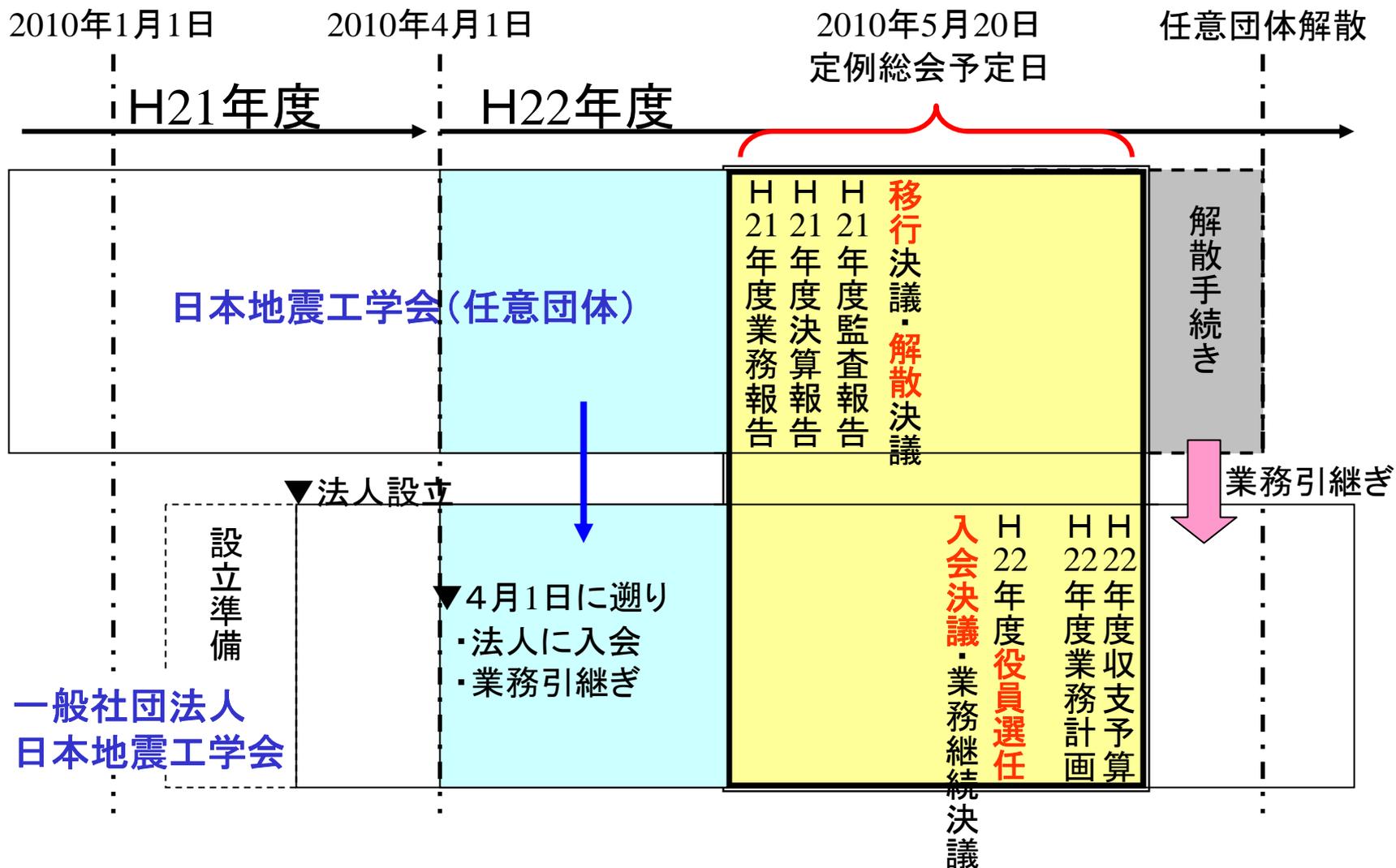
公益的事業を行う団体	人格のない社団 (任意団体)	一般社団法人		公益社団法人
		非営利型	営利型	
目的	定めなし	制限なし (会員の利益となる活動はしない)	定めなし	公益目的事業の実施
設立				認定
社員への利益配分		不可	不可	不可
監督		なし	なし	あり
課税方法	収益事業課税	収益事業課税	全所得課税	収益事業課税 (収益事業の範囲から公益目的事業に概要するものを除く)
会費への課税	非課税	非課税	課税	非課税
積立金への課税	非課税	非課税	非課税	非課税
拠出金(寄付)への課税	非課税	非課税	課税	非課税
みなし寄付金制度	なし	なし	なし	あり
法人税率		原則30% 年800万円以下の金額は2%		

日本地震工学会は現在任意団体

公益認定のメリット	公益認定のデメリット
①公益認定を受けており社会的信用が高い	①監督官庁の指導監督下に置かれることで
②寄付金税制の優遇により寄付を集めやすい	事業活動、運営自由度に制限がかかる
③公益目的事業から得られる収益は非課税	②公益目的事業比率50%以上が必須
④公益目的事業以外の事業への課税優遇措置	③公益目的事業と収益事業等を区分経理
収益事業等の利益の50%以上を 公益目的事業に繰り入れることが条件	④毎事業年度、 認定基準に適合しているか監査を受ける
	⑤公益認定を取り消された場合、1ヶ月以内に他の 類似の目的を持つ法人などに公益目的取得財産 残額を譲渡する旨を定款に定める

現在任意団体である日本地震工学会が法人格を取得する目的として、第9回通常総会(第8号議案)で、下記が承認された。

- ① 法人格取得によって日本地震工学会の社会的信用を高め、学会の役割と事業を社会にさらに広く認知させる。
- ② 学会設立の目的の一つである、地震災害軽減のための学協会横断的・学際的調査研究の推進においてリーダー機関の役割を果たす。
- ③ 官公庁等公的機関からの調査研究委託および民間からの寄付金を積極的に受託し、学会活動を一段と活性化するとともに学会の財政基盤を確たるものとする。
- ④ 当面は、非営利型一般社団法人格の取得をめざす。



■一般社団法人化により会員活動に及ぼす影響はありません。

- ・総会定足数
- ・役員選挙の実施方法
- ・会費の納入期間

等に変更が生じますが、会員の権利(特権)については従来通りです。

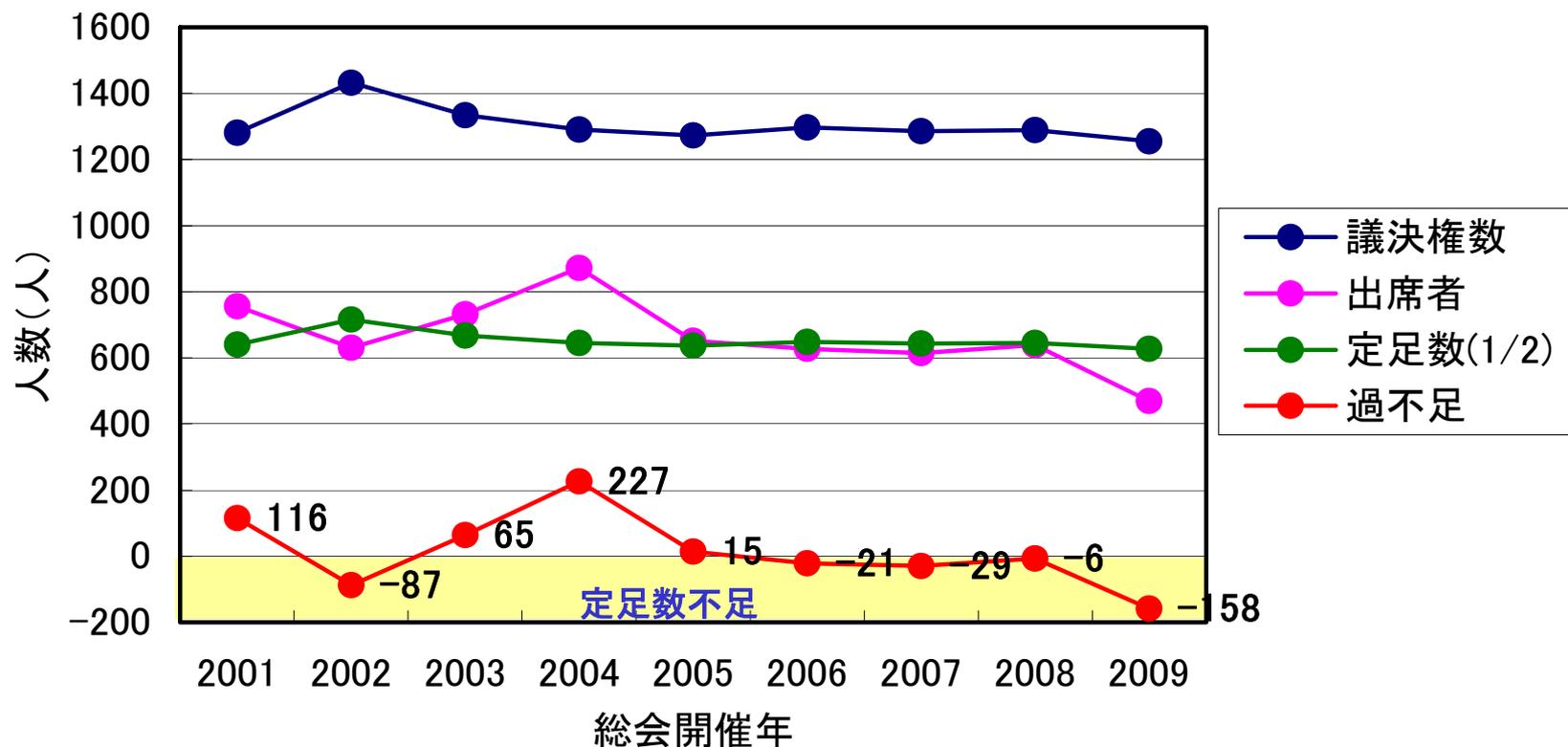
法人格を取得することで、公的機関への推薦機関となれますので
例えば、各種公的・民間機関による顕彰制度への学会としての会員の
推薦が可能となり、研究成果の発表の場が広がり、会員活動の活性化が
期待できます。

現任意団体の総会定足数＝議決権数の1/3



法人化後の総会定足数＝議決権数の1/2

総会成立のため、総会への出席(委任状)をお願いします。



・一般社団法人に登記する定款は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定める定款の必要条件を満足し、かつ本学会の特色を条文として明記した上で、出来る限り簡略化する。定款以外の各種規則(本会では5つ)・規程については理事会において定め、修正・変更を可能とする。

・役員選任の方法に関しては新定款の定める所によるものとし、かつ学会の運営を効率化するため以下の改正を併せて行う。

会長任期:2年間

監事任期:2年間

} 選挙対象

次期会長制度:廃止(組織の簡素化)

副会長数:1~3名(会長指名)

監事数:1~2名

・任期2年に変更のため選挙は隔年実施
(コスト削減)

定款 第11章 規則

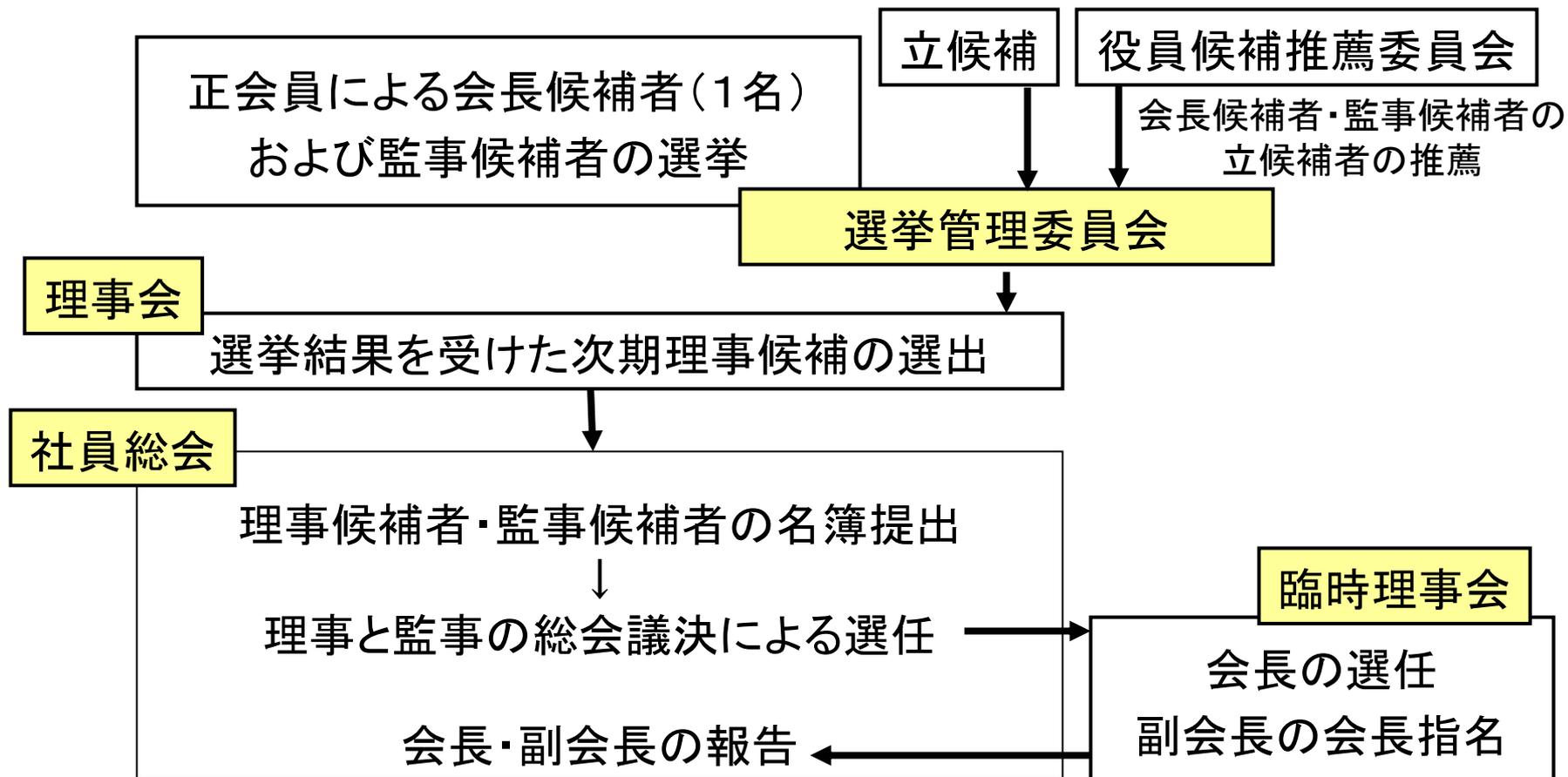
第50条(規則)(1)一般規則

(2)会員規則

(3)財産運用管理規則

(4)総会規則

(5)理事会規則



※平成21年度(本年度)の現規約下での次期会長・副会長・監事の選挙は実施しない。

※平成21年度次期会長は平成22年度新法人の会長に1年間就任する。

※平成22年度に、平成23年度から2年間の会長候補者・監事候補者の選挙を実施。

選挙時期の変更に伴い会費支払い期間を8ヶ月を6ヶ月に短くしました。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
現任意団体	会費納付案内	会費支払い期間(8ヶ月)									会員権利の停止		役員選挙	除名	
一般社団法人	会費納付案内	会費支払い期間(6ヶ月)							会員権利の停止	役員選挙	会長の引継ぎ期間 →				資格喪失
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	

■一般社団法人化により会員活動に及ぼす影響はありません。

- ・総会定足数
- ・役員選挙の実施方法
- ・会費の納入期間

等に変更が生じますが、会員の権利(特権)については従来通りです。

■本年度は、法人化移行で役員任期の調整のため、 役員選挙は行いません。

- 2009年11月24日以降 一般社団法人日本地震工学会の定款(案)を
学会ホームページに公開
定款(案)に関する質問受付開始
- 2009年12月20日 定款(案)に関する質問×切り
12月24日 理事会にて質問内容を反映して定款を議決
- 2010年1月中旬移行 一般社団法人の設立準備(登記手続)開始
登記完了目標:2月下旬
- 2010年3月中旬 会費納入連絡(法人化移行説明を添付)
- 2010年5月20日 通常総会において法人への移行決議